

平成17年厚岸町議会第4回定例会

平成17年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成17年12月15日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年12月15日 午前10時05分
	閉 会	平成17年12月15日 午後 2時33分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	×	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐 々 木 治	○
9	松 岡 安 次	○			
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	水道課長補佐	佐藤雅寛
助役	大沼隆	総務課長補佐	佐田靖彦
収入役	黒田庄司	産業振興 課長補佐	竜川正憲
総務課長	田辺正保		
税財政課長	佐藤悟	水道施設係長	遠田稔之
まちづくり 推進課長	福田美樹夫	監査委員	今村實
		監査事務局長	松澤武夫
町民課長	久保一将	教育長	富澤泰
保健介護課長	豊原隆弘	教委管理課長	米内山法敏
福祉課長	松見弘文	教委指導室長	酒井裕之
環境政策課長	小島信夫	教委生涯 学習課長	柿崎修一
産業振興課長	大崎広也		
建設課長	北村誠	教委体育 振興課長	松浦正之
病院事務長	斉藤健一		
水道課長	高根行晴	給食センター 所長	田崎秀明
特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔		
デイサービス センター施設長	藤田稔(兼務)	教委学校 教育係主任	渡部貴志
		農委事務局長	藤田稔

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(17.12.15)

日程	議案番号	件名
		(平成17年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 平成17年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成17年12月15日
午後10時05分開会

- 委員長（中屋委員） 平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。
昨日に引き続き、議案第81号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審議を進めてまいります。
39ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目から、墓地火葬費から進めてまいりたいと思います。
3目墓地火葬場費、何かありませんか。
4目水道費。
6目乳幼児医療費。
2項環境政策費、1目環境対策費。
2目水鳥観察館運営費。
3目廃棄物対策費。
4目ごみ処理費。
8番、音喜多委員。

- 音喜多委員 ここでごみの関係なんです、今回処理場ということの修繕費、ごみ処理場もさることながら、窯の方なんです、話を漏れ聞くと、大変せっぱ詰まったというか、動いてはいるけれども、大変な状況にあるというふうにお聞きします。
それで、この焼却の関係については過去にも議論をしてきていまして、その業者もいなくなって、ただ、あの当時は10年間補修して使っていきますよと。10年間の間に何とか考えていきますというか、考えざるを得ないというか、そんな状況の中で、最近またそういう話も聞きます。というのは、地元もさることながら、ほかからも聞こえてくるんです。過去にうちの焼却場を、なくなった業者さんですけれども、そういった関連のところからも聞こえるんです、教えていただくんです。親切心か何というのか。
そういう懸念さはなければ一番いいんですが、大分前にそういう話も聞いていたんですが、現実は今度地元の方からそういう話も漏れ聞こえてくると。これは本当にどういうことなのかなというふうに感じるんですが、その辺はどのように把握されていますか。

- 委員長（中屋委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。
ごみ焼却処理施設でございますが、この施設は、平成13年度に大規模な改修を行ったところでございますが、現在で4年が経過しております。そのときの改修につきまして、ダイオキシンの対策を主眼に、その規制値をクリアするために行ったということでございます。

現状でございますが、ご質問者おっしゃられるとおり、この施工した業者はその1年後に倒産したということで、その後のメンテの部分を対応していただけないということで、現場的には大変苦勞している中で運転をしている状態でございます。専門的知識を有するというので、現場もかなり勉強している。それから、そういう付き合いを持っている業者に何か故障したときなど対応していただくということで、現在まで行ってきております。

今問題になっているのは、1つには、設備自体の腐食が始まっているということがあります。さまざまなごみが入ってくる、それを焼却する過程において、どうしても設備、鉄、ステンレスなどの設備が腐食をしていくということで、その対応が求められているということでございます。

現状は、煙を、焼却炉で燃えたごみを最後は煙突から出すわけでございますが、それを誘引送風機という、一言で言うならば、扇風機の大きいようなものでございますが、それでもって強制的に煙を引っ張って出すわけでございますが、そのところにまで腐食が進行しているという状況がございまして。その煙をきちんとした量を排出できなければ、燃焼自体にも影響があるということがございまして、そのあたりの対応が、ここ1年の間に出てきているということでございます。

それと、その誘引ファンに到達するまでのさまざまな設備がございまして。これは規制値をクリアするための設備が、煙がそこを通過して、その規制値をクリアするための施しをしているわけでございますが、その設備においても腐食が進行しているということが判明したわけでございます。

そういったことを考えますと、現状のままでは、到底10年、当時想定していた10年という設備の対応は無理だろうという判断に立ってございます。さまざまな角度から、現在、この処置についてどのようにしたらいいかということを検討している最中でございます。

●委員長（中屋委員） 8番、音喜多委員。

●音喜多委員 当初、1億かけて改修したときには10年間もつという太鼓判的なことを私どもに言われていたんですが、たまたま釧路市の広域ごみの問題やら、その辺の研究をされている方々を含めてそういうお話を聞きますと、厚岸町は10年というけれども、もたないよと、はっきりそういう言い方を私に言われた方がいて、それはどうなのかなと思ってずっとその経緯をたどってきたらば、そういう状況に、そうかなという話がたまたまあったものですから、やはり専門家の見た目では、これからのごみの焼却10年というのはもたないのかなというふうに私なりに感じたものですから、炉のこともさることながら、一番懸念の言われていたのは、規制値、ダイオキシンを含めて、そこを通過していくというか、検査する部分が今の状況では、もうそれを毎日のように検査するならばその過程というのはわかるでしょうが、その一時というか、そういう検査でそのときはクリアしても容易でないというか、あとは保障はできないんじゃないかという話をされました。

そのことから考えれば、これは大きな問題になっちゃうけれども、そこまではあれし

ませんが、早く対応しなければ、日常生活に大変な支障を来すというか、とめておくというわけにいかないわけです。排出するなど規制をかけるわけにもいかないわけです。ですから、10年という、あの当時の期間というか、スパンがあったけれども、それを前倒しせざるを得ないんでないのかなと私は個人的に思うんです。少しその辺のところを、行政としっかり考えていただかなければ、そのときにまた泡を食ったやり方をすること、ちょっとまずいというふうに私は思います。

ごみの場合は、一朝というか、かわりにすぐ早急に対応できるものじゃありませんので、常々言う近隣との関係もございましょうけれども、そのことをしっかりと検討されたらいい時期に来ているというふうに申し上げておきたいと思います。それらについての手だてというものが現在あるのか、どのように考えていらっしゃるのか、その辺のところの見解だけ聞かせてください。

●委員長（中屋委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、現状起きている問題にどう対処するかということですが、この部分につきましては、私どもの施設の改修で対応できるということでございます。

質問者おっしゃられるとおり、広域的な問題ということでございますが、現状の法律の中では、新規に焼却炉を建設する場合には広域的なごみ処理施設でなければ補助の対象にならないと。北海道も国も補助の対象にならないばかりか、そういう単独での新設炉はもう認めないということになってございます。ただし、既存の施設の改修については、対応することは当然でありますけれども認められるということでございまして、現状の中では、今ある厚岸町の施設を改修して対応するというところで検討しているところでございます。

一方、将来的な問題が当然ございます。そういったことにつきましては、現在、4町でありますけれども、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、この4町の事務レベルで、今年の夏、第1回の打ち合わせを持ったわけでございますが、まだ顔合わせ程度でございます。今後、どのように広域的にごみ処理をしていくべきかということ、まず事務レベルで情報交換しようということ動き出したばかりではございます。

そういった状況の中で、我が町でできること、それから広域的にできることということでもって現在検討している最中でございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（中屋委員） 進めます。

5目し尿処理費。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

2目農業振興費。

16番、竹田委員。

●竹田委員 2目の農業振興費の部分で新規就農奨励金とありますけれども、これについてお聞きしたいんですが、新規就農奨励金の内容ですが、ちょっとお聞きしたいと思い

ます。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 新規就農の関係でありますけれども、この関係につきましては、離農跡地に新しく入植をしたいという希望が出た場合に、いろいろと関係機関等と相談をいたしまして、その方が適切というか、農業を継続してやっていけるというふうに判断した場合に、条例によりまして奨励金と、それから利子補給、この二本を柱に補助をしながら力をつけていただいて、5年間でありますけれども、その期間に力をつけていただいて営農していただくというふうなことでございます。

先ほども申し上げましたが、奨励金と利子補給の二本立てです。最初に就農準備金というお金を用意いたしまして、その方にお支払いしますけれども、今度、離農跡地を、北海道農業開発公社という法人がございしますが、そこで一括買い上げをいたします。買い上げをした後に、その新規就農者にリースをして、お貸しをして営農をするということになります。そのリース代が当然かかるわけです。当然、土地あるいは施設、それから設備、それから牛、これらがその賃貸料に該当するわけですが、この賃貸料の2分の1相当額を町が条例によって補助をするという内容です。

それから、利子補給につきましては、当然経営安定のために融資をいたします。経営安定対策と、それから円滑化事業という形で利子補給でありますけれども、これを行って、奨励金の賃貸料、それから利子補給を5年間支払いをするということになります。奨励金の方は2分の1ということになります。

今回補正をいただく内容ですけれども、この賃貸料のうち施設の分で台風によって施設が若干壊れたということで、それがこの賃貸料に加算をされて、その2分の1相当額を今回補正していただくという内容でございます。売り渡しから、それから売り渡しまでの5年間について2分の1を支払うという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 新規就農は、今現在は厚岸町ではないですね。この11万8,000円というのは施設の補修に充てた金額すべてということなんですか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、新規就農者については、この方については、平成14年入植ということで、今現在は14年以降、新規就農者については入植されてございません。

それから、この11万8,000円については、あくまでも2分の1の金額ということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 酪農経営がいろいろな事情で、今、後継者がいないということでもって、どんどん離農している状況にある。離農の形態がですね、理由というか。それが一番多いように聞いております。

新規就農奨励金といった部分で、これからの酪農、離農される場所がこれからもふえてきます。そういったことについて、活用される場所を提供していくというか、働きかけていかなければ大変なことになりますよという話になるんです。というのは、牧草地が今現在余りかけの現象にある。まず、牧草地にいろいろ公社で切りかえをするために相当数の金をかけてやっています。そういったお金をかけて、せっかく畑をよくしているときに、こういった離農がふえてくると、遊休地という形になっちゃって利用価値がなくなってくる。換地という形で利用される人と交換をするとか、牧草地を使っただけのために売買するとか、年次契約またはそういった部分でお貸しをするという賃貸の部分とかもあります。

そういったことを利用するということに対しても、厚岸町の経済的といいますか、財源が減少してくるという形にもなってきます。町としても、新規就農という部分について、もっともっと働きかけていって、遊休地などがなくなっていくような施策をとられる、また、厚岸町の隣の浜中町の方では、リースという形で新規就農が盛んに行われております。厚岸町はそういった新規就農者に対して働きかけというか、そういった呼びかけといったことをどのような形で行われておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、離農をする農家という点については、離農を出さないような方法を考えていくということでもありますけれども、万が一離農という形になった場合、地域でその離農跡地を、農地を全部吸収できる状況ですと、遊休農地にはならないわけでもありますけれども、たまたま地域でもう限界だと、農地をふやすばかりでなくて、施設等も当然増設しなければいけない、そういった農業者自体が経費がかかります。当然牛もふやしていくというような状況になるわけです。

その新規就農者についても、果たして営農を続けていける能力と申しますか、そういったこともいろいろ農協等でその方についていろいろ、人物的に果たしてやっていけるかどうか、そういった検討も当然必要になってくると思います。農協、それから農地については農業委員会、さらに地域、それら関係機関がお互いに連絡を取り合って、地域で離農跡地を一括して包括できるか、あるいは新規就農者にその離農跡地を託すか、そういったことがいろいろ関係機関で検討に入ってくるのではないかというふうに判断をさせていただきます。

現在、新規就農者、希望者はまだ申し入れというか、そういった相談もないようでありますし、今後とも離農を出さないような形で、農協、それから農業委員会、そして地

域ということで一体となって離農を出さない方法を今後とも考えていきたいというふう
に考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 新規就農されるようにどのような呼びかけをしているのかということについ
てまだお答えされていないと思いますけれども。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 現実には、これらの離農跡地が生じた場合にPRするのか、
それから事前に町の方で、こういった優遇措置と申しますか、誘致条例がございます
ということでPRしていくのか、この2つが考えられると思います。

当時、この誘致条例ができたときには、浜中町に次いで管内では2番目ということで、
浜中町の誘致条例を参考にしながら、この誘致条例をつくったという経緯がございます。
その後、かなり年数はたっていますけれども、今後とも組合等、関係機関を通じまして、
厚岸町でもこのような誘致条例があるということをPRしてまいりたいというふうにか
えてございます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 僕の聞き方がちょっと悪いのかもしれないけれども、PRの方法ですね。例
えば町のホームページで出しているよとか、それから町報誌を活用してやるよとい
うこととか、それから何かの機関に、厚岸町の誘致がありますよとか、どこにどうい
うふうにしてありますよとか、何ヘクタールがあって、どのような、土地ばかりで
なくて施設等もこの場所を活用するとなれば、こういう施設がまだ残っていますよ
とか、あと何年くらいまだ使えますよとか、そういった部分を事細かく記入した中
で、こういう遊休地がありますので、新規就農者の方どうですかというような呼
びかけをどのようにしているのかというふうにお聞きしているんですけれども、
その辺どうですか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今、新規就農者の誘致させるような物件が今のところ
ないというふうに思います。土地についても、ばらばらといいますか、遊休農地、
確かにございますけれども、新規就農となると、少なくとも規模、相当数の畑、
それから施設、新規就農者が就農してやっていけるだけの資金力と申しますか、
あと補修等々、いざ入植をしてからお金といいますか、経費が相当かかるよう
ですと、今後営農を続けていくのに支障を来すということもございます。

そういったこともありまして、まず新規就農者が来る、こういったことがうち
の方で条例化されていると。さらに、物件もこういう物件があると。そういった
人と、それか

ら物件とセットになった形でなると、ホームページとか、そういったPR、新規就農の呼びかけというふうになると思うんですけども、現段階ではまだ双方ございません。ですから、このままでいいのかというふうになりますので、私どもの方では、今後新規就農者の誘致条例があるということを開示してPRをしていくような形で検討をしてみたいというふうに思います。

●委員長（中屋委員） 12番、谷口委員。

●谷口委員 ここでお伺いしたいんですが、政府が8日に答申のありました、内閣食品安全委員会が答申を行った米国産牛肉の輸入を認めるという方向が出されて、年内にもアメリカ産の牛肉が輸入されようとしております。

そういう中で、私たち消費者あるいは農業を営む方々、酪農家の影響も非常に心配をされる問題がたくさん含まれている中での輸入再開を政府は決めた内容ではないのかなというふうに考えております。

そういう中で、今回の答申は、政府が委員会が出した答申の危険部位の除去、20カ月齢以下の牛肉という輸入条件が遵守されれば、国産牛肉とBSEのリスクの差は非常に小さいのではないかというような内容が言われて、その再開の口実とされているわけでありませう。

しかしながら、今多くの方々が、プリオン専門委員会等にも多数の反対意見が寄せられる、あるいは世論調査等をとっても、6割から7割の方々がこういうことには非常に心配をし反対をしているというのが現状ではないのかなというふうに考えておりますけれども、これらの情報と地域の産業に与える影響、これらについてまず見解をお伺いしたいと思っております。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お答えしたいと思います。

ただいま谷口委員の話したとおり、政府は生後20カ月以下の牛と、それから危険部位の除去、これを条件に、ついこの間の12月12日に輸入再開を正式に決定したということでもあります。

ご指摘のとおり、確かにこの件に関しましては多くの国民の方が議員と同じ気持ちだというふうに思っております。今月の初めにも行われました世論調査によりますと、75%の方が不安を持っているということです。牛肉については食べたくない。さらには、安全性について問題があるというふうにお答えをされた方も45%ほどいるということでもあります。どうも私自身も思います。売り主のアメリカがお客さんである日本に無理に何か押しつけているのかなというふうな気もします。アメリカについては、自分の国ではカナダの牛肉の輸入を現在禁止していて、さらにそれを延長している。延長の決議をアメリカの議会でもしているということでありまして、どうも自分の国民の方はそういった安全性を守って、日本にはどうも安全性も確認をされないような牛肉を押しつけているのではないかなというふうに私自身も思います。

それと、厚岸町に対する酪農の今後の影響であります。昨日も小澤委員の質問にお答えをしておりますけれども、酪農情勢、決してよいとは思っておりません。今後悪くなるというふうには私は見ております。それから、現在、各農家の個体販売についても、15年、16年と個体販売の収入が順調に伸びてございます。それらが今度個体販売価格に、牛肉の輸入が再開されますと、少しずつこれも影響が出てくるのではないかというふうに見ております。ただ、入ってくる量が少ないということでもありますし、影響的には徐々に出てくるというふうには思っております。

以上でございます。

●委員長（中屋委員） 12番、谷口委員。

●谷口委員 今、課長からお話しありましたように、今回の政府の決定というのは、アメリカが常識的にやってくれたことに対して、それがきちんと守られていればいいですよという内容ですよね。ですけれども、結果的には、アメリカ産の牛肉をどういうふうにして20カ月月齢で判定するかというのは、肉質の判定方法をアメリカの食肉処理場で判断したものが輸入されるということで、それもその担当者がきちんと判定できるかどうかというのが問題なんですよ。それもきちんとまだ確立されていないというのが現状だと思います。

日本の場合はすべて、一頭一頭どの牛がいつ生まれて今何歳なのかということを知る仕組みになっておりますけれども、アメリカはいつ生まれた牛かわからないと。ですから、推定で物事を進めていくというのが現状ではないのかなというふうに考えます。

そういう問題、日本では徹底した、一頭一頭きちんと管理していくという方法で行っていくことを義務づけているわけですよ。そして、処理に当たっては全頭検査をするということになっておりますけれども、それもアメリカの場合は行わないということになっておりますし、それから危険部位の除去についても、日本とアメリカでは違うし、その際の検査方法等についても、いろいろな面で大きな差があるということになっております。

それから、与えるえさについても、肉骨粉は与えないことに、これはお互いになっておりますけれども、アメリカの場合は、牛には肉骨粉は与えないということになっておりますけれども、肉骨粉を処理した飼料工場等では、豚や鶏等の飼料も扱って、中には袋が使い回しされるというような例も言われております。

そういうことを考えると、非常に不安だらけな中で、非常に日本の国民の食の安全・安心、こういうものに対しては非常にリスクが大き過ぎる内容を持った今回の決定ではないのかなというふうに考えるんですが、町長はこの問題について、今後どのように厚岸町として取り組んでいくかお伺いをしたいと思います。

●委員長（中屋委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

その前に、この問題につきましては、谷口委員から質問通告を受けておったわけでありまして。しかしながら、諸情勢の中で質問できなかったという事情でございますので、

今回質問がなされたんだらうと思いますが、実は、今回の食糧安全委員会、プリオン専門調査会が輸入を再開したということについては、今、担当課長から答弁がございましたとおり、消費者は安全性に不安を感じていることは間違いがないと思います。

しかしながら、一方、消費者が選択するので輸入再開はやむを得ないという声もあるわけでありまして。しかしながら、今日、国内においても、BSEが発症しておる事実もあります。つい最近も北海道で発症をいたしたわけでありまして。

そういう意味においては、食の安全・安心というのは重要な課題でもあります。今後、アメリカ、カナダ等の輸入に対しましての厳しい査察等を国がいかにかこれから進めていくか、やはり国内の食の安全に対する関心ある中での対応を期待いたしております。

また、町内における酪農事情も大変厳しい状況であります。特に酪農事情の中で、この影響がいかにか出てくるか。私といたしましても、大変心配をいたしておるところでございますが、しかしながら、行政の立場からは、厚岸町は何といたしましても酪農の町、第一次産業を中心とする経済環境にあるわけでありまして、なお一層今回のBSEの環境の中で、安全を第一に考えながら、農協と連携を密にしながら対応していかなければならない、そういうように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（中屋委員） 12番、谷口委員。

●谷口委員 町長、一つお願いしたいんですが、やはり、町民の健康あるいは町内酪農家の経営の問題、こういうものも含めながら、やはり今回の決定というものは、アメリカ牛肉の輸入再開ありきというような内容でどんどん進められてしまった結果がこういう答申を引き出し、そして結果的には輸入再開の扉を開いてしまったというのが現状ではないかと思っております。

しかしながら、やはりこういう中で、地域の産業を守る、あるいは地域の住民の健康を守る、こういうことを考えれば、やはり関係諸団体と、これらについては連携をしながら、輸入再開をストップさせるというような取り組みを進めていく、声を上げていくのが筋ではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中屋委員） 町長。

●町長（若狭町長） 本議会において、後ほどの議題になろうかと思っておりますが、議会としても輸入再開の反対決議というのを提出をいたす予定になっているようであります。

私といたしましても、議会と相携えながら、行政側としても食の安全に十分に国としても対応できるように、また相携えながら、その趣旨に沿った行動も開始しなければならないと思っておりますが、しかしながら、輸入再開という現実の問題もございまして。

私といたしましては、食の安全というものに対して徹底するように、今後とも国に強く要請してまいりたい、かように考えます。

●委員長（中屋委員） それでは、5目農地費。

6目牧野管理費。

- 7目農業施設費。
- 8目農業水道費。
- 9目堆肥センター費。
- 2項林業費、1目林業総務費。
- 2目林業振興費。
- 1番、室崎委員。

●室崎委員 水源涵養林についてお聞きいたします。

昨日、資料をお願いしたんですが、非常に丁寧な資料を出していただきましてありがとうございました。

それでお聞きいたしますが、数字でずっと出てきておりますが、これで見ますと、予定している水源涵養林としてこれだけ取得したいと厚岸町が考えているうち、現在、4分の1ほど進んだというふうに考えればよろしいんですか。

●委員長（中屋委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えしたいと思います。

水源涵養林につきましては、水道事業や太田農水の主水源としておりまして、その周辺のホマカイ川周辺ですか、その周辺の農地及び森林等を取得することによりまして、将来にわたる水源、水量の安定供給確保、また水質の浄化等を目的に昭和56年度からこの事業を進めてまいっております。

全体計画としまして、ホマカイ川周辺の農地としまして、農地は1,043ヘクタール、流木は8万2,632立方メートル、そのうち平成16年度まで275.8ヘクタールの取得、また流木についても2万1,852立方メートルを購入してきております。事業費も1億9,400万円ほどでございます、そういった分で現在とり進めてきておりまして、事業計画の約26.4%となっております。

以上でございます。

●委員長（中屋委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 今後については質問を残して下さったわけですね。

1つは、これからどのように進めるか、いずれにしても買い取りやすいところから、やはり話の進むところからどんどん進めていくと思うんです、こういう種類のものは。そうすると、後になるに従って難しいところだけが残ってくるという可能性が強いですよね。最初に難しいところをやって、最後に易しいところをやろうということは、普通はなかなかしないものですから。

それと財源の問題もあるでしょうし、今まで以上に、20数年で4分の1ぐらいがやっとなってきたということだろうと思うんで、この後もなかなか難しいのではなかろうかというふうに、この資料からは見えてきます。

もう一つは、その隘路といいますか、難しさの一つには、もちろん厚岸町が買います

よといったら、どんなところでも相手方がはい、はいと言うわけじゃないですから。それが1つ。それから、所有者としては協力したいんだけど、いわゆる権利関係、追奪担保関係をきちんと消去しなければ、相手方に移転できませんよね。それがなかなか難しいというような問題もあるのではないかなと推察するんですが、そういうことを含めて今後の方向についてお聞かせください。

●委員長（中屋委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） お答えしたいと思います。

今後の事業の取り組み方法といいますか、その関係でございますけれども、質問者がおっしゃるように、確かに事業開始からもう約20年たっております。そういった部分で、26.4%という進捗率でございます、今後、確かに低くまた取得には多額な費用がかかります。今後の18年度以降では5億4,000万円ぐらいですか、こういった部分で費用は一般財源でございます、こういった財政状況が厳しい中、事業費の大幅な増は見込めません。

そういった部分で、確かに質問者がおっしゃったとおり、今年度の事業につきましては、平成17年度につきましては110万円ぐらいなんですけれども、より取り組みやすい、従来はある程度分筆もしてやっていたんですけれども、平成17年度につきましては、全地を買う予定でございます。そういった部分で、買いやすいところを手当たり次第というところちょっと語弊があるんですけれども、くしの歯の抜けるような状況の中でやってきております。

ただ、どうしても相手がございまして、所有者の協力がこの事業は不可欠でございます。水道の保全以外にも、ホマカイ川は厚岸湖とか、そういった部分でどうしてもつながっております。そういった厚岸湖の水質の保全の観点からも、ぜひ協力してほしいということをお願いしまして、理解を得てこの事業に取り組んできておりまして、いずれにしても、今後も土地の所有者の方の協力をいただきながら、何とか手当たり次第でちょっと申しわけはないんですけれども、進めてまいりたいと考えております。

あと権利関係につきましては、実は、この水源涵養林取得事業につきましては、3課で対応しております。実は、予算の計上とか、用地に流木がございまして、流木の評価は環境政策課、そして私ども水道課としましては、土地所有者との交渉、また売買契約の締結まで、その後、建設課の方に地積調査をお願いして、そういった分筆登記とか抵当権の抹消とか、所有権移転登記等をお願いしております。

なお、平成17年度につきましては、片無去982番の方をこの間土地交渉をしました。何とか協力をいただきまして、オーケーということで承諾を得ています。

なお、そこは農林漁業金融公庫の抵当権が設定されておりまして、それで私ども、その抵当権抹消登記に当たりまして、農林漁業金融公庫と話し合いをいたしますので、土地の交渉の際、何とかお願いしたいということでした承を得ております。

以上でございます。

●委員長（中屋委員） 1番、室崎委員。

- 室崎委員 なかなか大変な事業である、しかし、非常に大事な事業であるというふうに考えています。

今、2枚目の図面を見ますと、川のそばなのに白く抜けているところがあったりするんですよ、取得地ないし予定地の中で。これは、例えば町有地だとか、そういうことで既に取得する必要がないというような部分なんでしょうか。川から取得予定地がぼんと離れているようなところがあるんですが、浄水場から川に沿って上がっていきまして、上に向かって右側のところなんかぼんと抜けているんですね。そういうところは、要するにもう既に町有地であるから必要がないと。しかし、流域の上手の方でまだ必要だというようなことで川から離れているというふうにこの図面は読めばいいんでしょうか。

それから、もう一つなんですが、これもなかなか難しいのかなとは思いますが、どうしても取得ということがいろいろな関係でできないときに、一部分の、少なくとも川に対して非常に影響の強い部分について、土地を借り受けて植栽をするというような方法も検討はなさっているんでしょうか。その点についてお聞かせください。

- 委員長（中屋委員） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時00分再開

- 委員長（中屋委員） 再開いたします。
水道課長。

- 水道課長（高根課長） 川の白い部分、その上の方でございますけれども、ここは標茶町と厚岸町との行政区域境界でございます、そっちの方は入っておりません。したがって、中の厚岸町の方のだけ取得する方向で考えております。

今回基本的には、川をセンターに両側100メートルずつ基本に買うように、それで全体計画を1,043ということで設定しております。

先ほど申しました、買わないで借りる方法とか、そういったご提案がございました。それにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長（中屋委員） 1番、室崎委員。

- 室崎委員 要は川に対して悪影響があるところを、植栽をしてきちんと保全していくことが眼目なんですよね。全部町有地にすることが眼目ではないんですよね。ですから、事前の策、サンゼンの策というのがあって、それで進められるならば大いに結構ですから、それは検討してください。

それから資料の方なんです、位置が、お互いにこういうときに見ながらやれないので不便なんです、浄水取水場というのが書いてありますね。それから川をちょっとさかのぼりますと左手に支流があります。その右側のあたり、これは標茶町なんです。ちょうど太田の方、碁盤の目に切れているところの端っぼの方です。そのところの取得予定地がぐっと川から離れているので、この間が町有地なんだろうと。だから、ここは離れているんだけど、なおその先、平成18年度以降として川から離れたところを予定にしているということは、なおホマカイ川にとっては非常に大事なことだから買い取るんでしょうねということでお聞きしているんです。はるか上流の話について聞いているわけではないんです。

●委員長（中屋委員） 休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時05分再開

●委員長（中屋委員） 再開いたします。

水道課長。

●水道課長（高根課長） たびたび時間を費やしてすみません。

実はこの場所につきましては、ちょうど白地でございますけれども、ここにつきましては現況は素地でございます。ただ、上の方を取得する予定になっておりますけれども、そこに支流が入っております、ちょっと見づらいですけれども、そこら辺私ちょっと把握しておりませんので、大変申しわけございません。そういった部分で、ちょっと離れた部分で取得する。本線の方は、先ほど話しましたように、100メートルを買うという計画を持っております。

あとは、先ほど申し上げました、提案ありました取得の分、取得にこだわらないで借りる方法とか、そういった部分もやはり今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●委員長（中屋委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 先ほど答弁の中にもありましたが、水源涵養林の取得という事業は、単にホマカイ川の水道原水の浄化という問題にとどまらないわけですね。そういうことを十分認識されて進められているということがよくわかりました。

そうなりますと、これはちょっとここから少し広がってしまいますけれども、環境政策の重要性ということになりますと、ホマカイ川は主水源ですから、これはもう即町民の命、健康にかかわるわけで、何を置いてもということで進めているわけです。しかし、それ以外の厚岸湖に注ぎ込む川はたくさんあるわけです。それについても水質を考えていかなければならない。そうすると、当然河畔林というものを、これから何らかの形で

つくっていかねばならないということになってきますよね。そういうことについても、やはりこれから進めていかねばならないと。そして、これについてこういう手だてを打っていくんだというふうにお考えでしょうか。その点、最後に一言で結構ですからお聞かせをいただきたい。

●委員長（中屋委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

河畔林ということで、川から厚岸湖に酪農地帯を通じたものが流れ出るといふ、その部分についての影響を回避するためにといふことで、これは実は釧路森づくりセンターからいただいた情報でございますが、デンマークの実証試験があるというふうに通っております。河畔林として林帯を約30メートルあれば、酪農地帯からの汚染をほぼ防ぐことができるという結果があるそうでございます。これが20メートルでもほぼ一定の効果が認められたということでもあります。詳細は私は存じておりませんが、そういった状況があるということでございます。

厚岸町といたしまして、私も川の周辺を一部見たことがございますけれども、ホマカイ川は標茶の境界の中にもございますけれども、川が一部酪農地帯草地が川にすぐ隣接しているというところも見てございます。そういったところにつきましては、所有者の協力を得なければなりませんけれども、取得できないのであれば、公的森林整備ということも対応としては可能でございますので、そういった中で協力が得られればという前提ではございますけれども、そういった対応も一つの方策として今後検討していきたいというふうに考えてございます。ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（中屋委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 これをやめますけれども、町長、今、担当課長がデンマークの話をしていたんですが、デンマークまで行かなくてもここであるんですよ。いいデータがあるんです。それは、北大の向井教授が森は海の恋人化プロジェクトというのをずっと進めています。これは、部分的にですが既に発表されています。そういうデータを見ますと、酪農地帯を通ってきた、いわゆる開発されている部分を通ってきている川と山の中をずっと流れてきている川といろいろあるんです、厚岸湖に注いでいる川は。そのデータを全部とっています。それが日常の流れと、大雨が降ったときの流れでは、またそのところに含まれる物質が全然変わるんです。

そういうものもありますから、厚岸町は既にいろいろなデータを現実には持っていますから、そういうものを全部出してもらえるものは出してもらって、そして、生産団体である農協、漁協を含めて、どのような形にしていけば一番いいのかということ、やはり行政として音頭をとって、そして最もいい、町長、前からおっしゃっているように、一次産業、基幹産業の振興ということが、厚岸町の大きな使命だということをおっしゃってございまして、私も全く同感です。

そういう意味で、こういう河畔林やそういうものの整備ということが、いわば厚岸町

の豊かな生活の下支えになるわけですから、ぜひこういう点で具体的なデータを持ちながら強力に施策を進めていただきたいと思います。一言お願いします。

●委員長（中屋委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

室崎委員もご承知のことと思いますが、厚岸町が協給する水道水の90.6%がホマカイ川を主水源としておるわけであります。

しかしながら、支流を含めての付近が農地開発、酪農振興のためのいろいろな事業が進められ、水源涵養林が減少したことによって水量が不安定になったわけです。そこで、水質の悪化が懸念されるとともに、安全でおいしい供給が求められたということで、昭和56年から水源涵養林として、行政としての施策として進められているという経過があるわけであります。

しかし、今ご指摘がございました近年のいろいろな科学的なことによって、さらに安全でおいしい水の要素がいろいろと研究されておるといようなお話でありますので、水源涵養林、これは最も大事な、厚岸の健康を含めてのおいしい水、必要なことでありますので、さらに研究させていただきたい、かように考えておりますので、とりあえずホマカイ川の近辺についての水源涵養林については、財政が許す範囲内で買い取りを進めてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中屋委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 町長にお聞きしたのは、水源涵養林を進めるという部分の話ではないんです。ちょっと私の質問を取り違えておられるようなので、水源涵養林をこれからもどんどん、今の財政ですから大変なんですけれども、進められるという点ではよくわかりました。

ただ、私が最後にお聞きしたのは、そこから広がりまして、水源涵養林という、いわば水道水源の保全という問題だけでなく、各河川から厚岸湖に流れ出る水の水質の保全という点で、河畔林としての使命というものが今日非常に浮き彫りにされてきている。もちろんホマカイ川流域の水源涵養林もその一つですけれども、それだけではなくて、いつか無名川の話で議会で聞いたときに、250何本ありました。そのうちの何本が厚岸湖に直接流れ込んでいるか、私も今知りませんが、そういうすべての川の河畔林の形成ということが、実は厚岸町の基幹産業の育成という点で非常に大事であろうと、その点で町長のお考えはどうなのかということをお聞きしたわけですので、その点についてどうか、お答えをいただきたい。

●委員長（中屋委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私の答弁が、少々室崎委員の質問について誤解といいましょうか、取り違いがあったようであります。

もちろん厚岸町は自然産業を中心とする、すなわち基幹産業であります。そういう意

味では、水質の保全、厚岸湖、厚岸湾を魚場とする厚岸町にとっては、大変大事なことであります。そういう意味において、飲み水はもちろんであります。産業の活動においては、水質の保全、最も大事なことでありますので、そういう面においては、今後とも、今ご提案のごさいました問題についてもいろいろと研究をしながら、きれいな水が河川を通して厚岸湖、厚岸湾に流出するような工夫がいかにあるべきか、今後とも自然産業の町として進めていかなければならない、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中屋委員） 進めてまいります。

4目林業施設費。

5目特養林産振興費。

2番、安達委員。

●安達委員 ほかの委員さんは別にして、私は簡単な言葉でお聞きしますので、簡単な答えで結構ですから、的確な答えをお願いしたいと思います。

菌床センターの年間の燃料費、幾らになっているか教えてください。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 平成16年実績で840万8,000円でございます。

●委員長（中屋委員） 2番、安達委員。

●安達委員 実は、今議会に皆さんお手元に出した各常任委員会道内行政視察報告書というのが出ているわけですが、我々産経も昨年10月に先進地の視察をしてまいりまして、その所見があるわけでございます。ここで800万円を超す燃料費、大変な金額でございます。

それでお聞きしたいんですけれども、大滝村に行って、非常にすばらしい燃焼方法をもって栽培しているという話を聞きまして先進地視察をさせていただいたわけでございます。そこで、ここに書いてあるとおり、ここの大滝村は古タイヤ、それから菌床センター、地震があつて、さまざまな状態というんですか、菌床の入っている袋、そういうごみだとか、それから生産者がみずから出すいろいろなごみ処理でもなかなか持ってってもらえないようなものもみんなあそこで燃焼させているわけです。

ここに書いてあるとおり、そういう古タイヤ、それから牧草用のビニール、そういうものでもFRP配線、それから廃油その他、いろいろなものを全部燃やしているわけです。それで、それによつての害が全然今のところはないと、そういう施設なんですけれども、菌床センターで、これは年間800万円以上かかっている経費、これは大変なことだと思うんです。ですから、施設をやはり、聞くところによると、2,000万円ちょっとくらいでつくったそうなんです、その施設は。ですから、例えば3,000万円かかっても、すぐこれは何年かで元が取れると思いますし、それから、ここは古タイヤ1本燃やすことに

よって、平成18年から1本につき200円か300円もらうそうです。1日20本、30本という量を燃やすんです。そういう面からいっても、かなり減価償却にも役に立つだろうし、今の財政窮する中でも、貢献できるんじゃないか。

また、生産者自体が、今非常に苦しい経営をされているわけですがけれども、少しでも菌床代の単価を減らす、コストダウンをするということからも、ぜひこういうことを真剣に考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいま安達議員からのご意見をいただきました。

大滝村のタイヤ、ボイラー施設については、私ども今初めて目にするということでございます。承知しておりませんでした。大変申しわけございません。

今、ご提言をいただいた件につきましては、確かに石油の高騰ということで、中国の経済成長ということで、世界的に石油製品が高騰しているという現状がございます。こういった古タイヤとか、あるいは牧草用のビニール、さらには廃油、そういったものをリサイクルとして再利用するということにつきまして、大変参考にいたしました。

今後は、そういったキノコ生産者の支援施設ということでもありますし、当然ランニングコストの削減ということも、私どもにとりまして大きな課題ということでもありますので、今おっしゃられた内容につきまして研究検討をさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（中屋委員） 2番、安達委員。

●安達委員 今、厄介者になっている古タイヤ、それから牧草ロールのそういうものは、今、社会的に問題になっているような廃棄物、そういうものが熱効率に変えていくということで一石二鳥のような形だと思うんです。これは、本当に検討というよりも、ぜひ実現に向けて検討していただきたい、そう思いますけれどもいかがでしょうか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご提言でありますけれども、こういったリサイクル、そういった方法につきまして、環境の問題とか、そういったことにも配慮しなければならないというふうに考えておりますし、ほかの、そういった大滝村に限らず、道内においてこのような施設で成功例、その他がございましたら、その辺も含めまして、庁舎内の関係各課それぞれと協議を重ねながら検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（中屋委員） 3項水産業費、2目水産振興費。

16番、竹田委員。特養産業振興費ですか。

●竹田委員 はい。よろしいですか。

●委員長（中屋委員） どうぞ。

●竹田委員 キノコのこと、国産キノコの安全性アピールということで、輸入シイタケとの差別化を行うために、全国食用キノコ種菌協会が中心となって、平成15年7月に、安心キノコ生産マニュアルというものを作成するに至ったということがありますけれども、厚岸町はこれについての取り組みというのはどのようなようになっていますか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 安心キノコ生産マニュアルという内容でありますけれども、この関係につきましては、新聞報道で承知している程度であります。

それと、この関係につきましては、あくまでも生産段階のマニュアルというふうにお聞きをさせていただきます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 知っている、知らないということだけのあれじゃなくて、厚岸町はその取り組みについてどうやっているんですかということです。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 厚岸町の取り組みというふうにお尋ねでありますけれども、先ほども申しあげましたとおり、菌床センターにつきましては、キノコ生産者を支援する施設として、そのキノコのもとになる菌床を販売している施設でございます。

それに対しまして、生産者の方は、その菌床をもとにキノコを生産するというふうなフローになると思います。ですから、今回の安心キノコ生産マニュアルのお話でありますけれども、そういったキノコを生産する段階のマニュアルというふうには自分としては押さえてございます。

ですから、厚岸町としての取り組みということでありまして、このキノコ生産マニュアルについての関係につきましては、厚岸町としては取り組んでいないということでございます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 BSEの感染牛が見つかったのを皮切りに、産地の偽装表示、国内の無登録農薬使用、法定外添加物使用等の事件が相次いだというのがどんどん報道されています。その中で、食の安全に対する関心というのは、国民的に非常に関心が高まってきたという中で、菌をつくって売っている側の町の立場としてお聞きしますが、その菌床をつ

くって売るということ、その段階で、例にとったキノコの生産マニュアル、その生産というのは、菌をつくるまでの経歴を含んでのことだと思っんです。ですから、売った後はつくる側なんだから関係ないということにはならないと思っんです。

ですから、その上で私は聞いているのは、菌床の菌をつくる段階のときからの安心・安全ということを考えなければいけない。例えば、おがくずが何の木からとられたものを使って、どのような殺菌をして、要するに余分な菌がないですよとか、何の菌を使ってどのような菌床をつくっているのかという段階的なマニュアル、要するに食の安全、買う側の人のためにどのようなアピールをしていかなければならないのかというのが問題だと思っんです。ですから、菌床をつくるという段階の初めにどのような取り組みをしているのかというのは、町として何らかの形でアピールしなければいけない。それで、安全であるという表示もしなければならぬ。そういう取り組みがあつてしかるべきだというふうに思っんですが、もう一度聞きます、それについてどうお考えですか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 厚岸の菌床センターの菌床のもとになる原料でございますけれども、標茶町のおがくずを、原木はナラでございます。菌はモリ産業から100%供給を受けてございます。

厚岸の菌床センター、平成8年に供用を開始して、上尾幌の地域の振興のために、これまで菌床を供給してきたということであります。それで、1億円産業に既になつてきている。道内でも指折りの産業になつてきているということであります。

町内においても、案外とキノコがこのような形で拡大といひますか、順調に生産を伸ばして1億円産業になつているということを知らない方が多いというふうに思つてございますので、これらについては、何らかの形でアピールしていかなければならないというふうに私も思つてございまして。

そこで、このような形で、安全・安心といった形の健康食品であるということでありますのでアピールをしていくことと、それから北海道でも指折りの産地に成長しているんだということも含めて、あわせた形でアピールも必要というふうに考えてございます。

ですから、原木、それから菌、それぞれ厚岸の菌床で供給されている菌床については、安全・安心であるというアピールを今後ともより一層行つてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 安心キノコの生産マニュアルというのがいつごろできたのかというのは、僕の調べによると、大体平成17年5月ごろというふうに聞いております。半年くらいたつているようなんです。このマニュアル制度を考えたのは民間で、民間企業が考えたそうです、第三者機関という形で。有限会社リファースという会社がこれを考えたそうです。僕もファシリティマネジメントで、昨日随分話ししましたけれども、これもやっぱり民間なんですね。ですから、大変な進歩をする中で、非常に行政としても民間が

どんどん取り入れていく中で、くっついていく自体がもう大変です。お金もかかる、それによって。ですから、本当にほっといてほしいなという部分もあると思うんです。

しかし、こういった社会現象になった食べる食の安全という部分については、やはりぴりぴりしなければならない部分というのが出てくると思うんです。僕もおがくずがナラ材で標茶から持ってきているというのは、今初めて逆に知りました。厚岸町の町民がどれだけそのことを知っているのかなというのと、なかなか知らない部分があるんじゃないかなというふうに思うんです。実際キノコを買われている人たちはわかっているのかもしれないけれども。

そういった食の安全ということが、くどくど申しますけれども、もう少し町としても、ホームページとかもありますので、そういった部分を活用しながら、有限会社リファースが考えた安心キノコ生産マニュアルというものを勉強していただいて、安心ですよという訴えをどのようにしていったらいいのか、それを少し研究していただいて、厚岸町のキノコが本当にそういう部分からもっともっと生産が伸びて、どんどん売れていくような手法をぜひとってほしいなと思います。

それと、サンマッシュというキノコをご存じですか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今、ご提言いただいたこの安全・安心キノコのマニュアルの関係ですけれども、ご提言を受けとめまして、今後ともPRの方に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、サンマッシュという品種につきましては、厚岸の菌床センターではまだ取り扱ってはございません。承知はしてございますけれども、厚岸の方では今現在入ってございません。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 食の安全のPRについては今後検討していただけるということなので、よろしく願いいたします。

これも民間企業が努力の末つくったものだというふうに聞いています、サンマッシュというキノコですね。厚岸町は今こういう筒系のものにキノコを形つくって栽培していますね。このサンマッシュのキノコというのは、平板の上に、通常土の上にぼこぼこキノコがなっている状態の、上面栽培、球体の部分じゃなくて、上面栽培、平らなところにキノコが出てくるということで、目で見るときに、キノコがなったときに、平面で出てくるので、一々ひっくり返したり、とっくり返したりして、裏側まで見るということがないんですよ。これが特許とっちゃったんで、菌を買うことはできるし、一般家庭にも売ってあげますよということで、ホームページにも出てくるくらい結構有名になっています。

これからの課題だと思うんですけれども、いい、悪いは別として、僕自身はキノコを栽培されている人たちにお話を聞いたときに、やはり裏側まで一つ一つどうなっている

状態なのか見るということ、見忘れたときに、もう大きくなっちゃってなかなか見られない。回すときに、たまたま見忘れてしまったときにぐるっと回そうと思っても、大きくなっちゃって隣に引っかかって、せっかくいいキノコが欠けてしまって売り物にならないとか、そういった状況が非常にあります。

利点もあります。一つ一つ交換できるとか。この上面栽培というのも、一つの大きさになって、一つ一つ、最初は真平らなところに延ばしちゃったんで、ある程度おがってこない、菌がなくなってきた状態のときに、それはもう切りながらとっていたらしいんですけれども、それを研究してブロック状にして、一つ一つ取りかえる状況になっているそうです。

そういったことも栽培の部分で、これから研究していただいて、それも勉強しながら、キノコを栽培している人たちといろいろ協議をしながら、実験的にそれを買われて、栽培した結果どういうふうになるのかとか、そういったことも研究して行ってほしいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中屋委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのお尋ねでありますけれども、現在うちの方としては菌床が主に二種類ございます。そういったことで、これからうちの方としては、製造方法あるいは生産者にとっては、今度キノコを栽培する方法もいろいろ定着をしてございます。その竹田委員がおっしゃった菌のメリット、デメリット、そういったものを情報収集しながら検討してまいりたいと思いますけれども、ただ、生産者あるいは地元、それからうちの現場、そういった方々からいろいろなお話といたしますか、ご意見も承らなければなりません。

栽培を少し研究してみたらどうかというお尋ねでありますけれども、そういう点についても、情報収集をしながら、果たして今おっしゃられた菌がこの菌床センターで栽培できるかどうかも含めまして挑戦をさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 一般家庭にでも簡単につくれるというホームページの内容が掲載されています。ですから、より設備がきちつとあるところであれば、一般家庭の居間のところとか、観葉植物みたいに育ててすぐできるというような方法で販売しているということなんです。ですから、そんなに難しいことじゃない。ましてや、設備がきちつとされている中でやるとなると、すばらしいものができるんじゃないかな。

このキノコは、厚岸町でも結構高く売れている部類のどんこといいますか、肉厚があるキノコだそうです。形も、ネットで見ると非常においしそうに見えるキノコです。放っておいてもかさがばっ広がらないで、放っておいてもある程度大きくなっても肉厚がそのまま残っていくという改良されたキノコだそうです。日本の業界では、一番それが売れているキノコの種類だそうです、形的に。

ですから、そういったことを厚岸町としても国内でつくられたキノコが一番安全なん

だということは、もう日本人すべからずわかってきた。牛肉のさっきの話もそうですし、いろいろな面でもそうですね。有機栽培とか、野菜も全部日本でつくられた食べ物が一番安全なんだというふうに皆さんも認識されてきていると思います。そういった上で、そのキノコの部分についても、改良していくということは大変難しいと思いますけれども、ぜひそういう研究を今後して行ってほしいなと思います。答弁はいいです。

●委員長（中屋委員） 先に進みます。

3 項水産業費、2 目水産振興費。

5 目養殖事業費。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。

2 目商工振興費。

3 目食文化振興費。

4 目観光振興費。

6 番、佐藤委員。

すみません、ちょっと休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

●委員長（中屋委員） 再開します。

●佐藤委員 国定公園化促進期成会に対する予算づけがなされております。それで、漁業者以外の多くの町民の皆さんあるいはここに出席をいたしております多くの議会議員の皆さんも関心がおありだと思いますのでお伺いいたしたいと思いますが、最初に、この国定公園化に向けて、詳しくわかりませんが、最終的に北海道が国に対して申請するのでしょうか。事務的なスケジュールといいますか、これからの国定公園化に向けての。その点からまず初めにお伺いしたいと思いますが。

●委員長（中屋委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えを申し上げます。

厚岸道立自然公園の国定公園化に向けてのスケジュールについてでありますけれども、現在、厚岸道立自然公園国定化連絡協議会、釧路支庁長が中心になりまして、各関係機関において地元の意見を集約する形で、公園計画の策定に当たっております。現在、公園計画素案というのがつい先日決定をされまして、その素案について、各地あるいは関係機関でいろいろな協議が行われているという状況にあります。

北海道の当初の計画は、平成17年度中に、この公園計画を環境省に申し立てをするという予定になっておりまして、地元としての最終的な意見集約については、1月下旬に予定をされている支庁長が中心となっている国定公園化連絡協議会において、地元とし

ての公園計画を決定して、それを北海道案とするというスケジュールで現在進んでおりますが、先ほど指摘がありましたように、厚岸町の地元においては、まだ漁業者等の合意が得られていないという状況もありまして、このスケジュールが今後スケジュールどおり運ぶかどうかについては、今のところ多少はっきりしない部分があるというふうに考えております。

●委員長（中屋委員） 6番、佐藤委員。

●佐藤委員 時期の問題は別にして、申請に当たって、直接的な利害関係者である漁業者との合意といいますか、それがその申請に対する条件というものになるのかどうか。ということは、合意が得られなかった場合にどうなるのかということですね、端的に申し上げます。

そして、それがそういう条件であると仮に仮定した場合、合意が得られなかったということでありますから、その場合、この国定公園化の問題はどのような形で進んでいくのか、その点お伺いします。

●委員長（中屋委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答え申し上げます。

公園計画を環境省に申し立てをするに当たりまして、自然公園法によりますと、国定公園の指定する区域の中で、土地所有者の同意を得なければならないのは、特別保護地区と申しまして、一番規制の厳しいところといいますか、余り人が入れないというような規制のあるところ、こういったところについては、土地所有者の同意が必要というふうになっております。

しかしながら、その他の区域につきましては、土地所有者の同意を得るという手続については必要がないというふうに言われておりまして、この公園計画が環境省に提出されて成案になった後、全国民に対してパブリックコメントという手法で意見を聞くという手続になっております。

しかしながら、地元の合意が得られずして公園計画が一人歩きするということについては、こちらとしても問題があるというふうに考えておりまして、まず厚岸町としては地元の合意が重要であるという認識に立っているところでございます。

したがって、法的に言いますと、漁業者の同意が得られなくても、その計画を計画として環境省に申し立てを行うということは可能ではあるということでありまして、厚岸町としては、そういう方針はとらないという考え方でございます。

●委員長（中屋委員） 6番、佐藤委員。

●佐藤委員 わかりました。

厚岸町としては、法的にはそうなんだけれども、生産者である漁業者の仮に同意が得られないということであれば、それを無視して進んでいくということはないということ

ですね。それがいいとか悪いとか言っている話じゃないんですが、いろいろお聞きしている中では、国定公園化に当たって、漁業者自身も将来生産活動に支障ということは、法的な規制とか、網とかということだと思いますが、そういう規制がかかって生産活動に支障が出るのではないかということから、国定公園化自体に対する反対ではないんだけれども、そういう将来規制がされたときに、生産活動に支障が出るということで、要請とか要望というか、そういうことになっているんだという話を聞き及んでいるんですが、実際問題としてはどういうことなのか、私どもには外側の話しか聞こえてこないんで、実際はどうなのかということをちょっとお聞きしたいんですが。

●委員長（中屋委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えを申し上げます。

現在の厚岸道立自然公園において、厚岸湖につきましては、第三種特別地域という区域になっております。第三種特別地域において、今日までさまざまな漁業活動が行われてまいりましたが、その間、特に漁業者が規制を受ける、あるいはやりたいことができないということはなかったというふうに漁業関係者からも聞いております。これが、今、国定公園の計画をつくっているわけでありましてけれども、この国定公園計画においても、厚岸湖は第三種特別地域という形で申請をしようというのが現在の案でございます。

そうしますと、自然公園法上は、同じ第三種特別地域ということで、特に規制が変わるということは考えられないということでもあります。しかも、第三種特別地域というのは、農林水産業の活動を含めた景観要素を対象とする種区分ということで、そこで生産活動が行われることについて尊重するという考え方で第三種特別地域ということになっております。

したがって、今後、国定公園になることによって規制が強化されるということはないというふうに考えておりますが、漁業者の心配といたしましては、例えばアサリ漁場を新しく造成する場合に、その場合は許可申請、許可行為になってくるわけでありまして。そういった手続上の複雑さがそこにあるということについては、多少感じておられるかもしれませんが、その許可申請をした段階で北海道がそれを認めないのかというと、北海道の態度としては、現在行われている漁業活動については尊重する、そのまま、そういった新規の要望があってもそのまま認めるということでもありますので、多少の手続上の問題はあるかもしれませんが、規制については変わるところはないということでもあります。

●委員長（中屋委員） 6番、佐藤委員。

●佐藤委員 私、一町民あるいは生産者である漁業者の立場の両方の面から、この国定公園化の問題についてこんなふうに考えているんですよ。

先輩と申しますか、先人から受け継がれた貴重な自然だとか、あるいは環境を守ること、それから現にこの場で生産活動をする漁業者、漁業活動を両立させながら暮らせる、そんなことが一番大切ではないかなというふうに思っているんです。

そんな意味から、町として漁業者に対して、今、課長の方から三種の道立公園の指定の問題、それから国立公園になった場合でも、新規のアサリの魚場の造成は別として、大きく規制が変わるということはないということでございますので、漁業者に対していろいろ話し合いを進めてご理解をいただくように努力していると思っておりますけれども、ぜひそういうことで、漁業者の皆さんに湾とか、あるいは湖を守るという、それから自分たちの生産の場も将来守っていくんだということをぜひご理解いただいて、そしてこの貴重な財産というものが、漁業者だけのものではないということも十分認識させていただいて、そして現在を生きる責任として、これを後世にまた多少なりとも有形、無形の付加価値をつけて、付加価値という利息みたいなものをつけて残していくんだということをぜひご理解いただいて、そして、国定公園化を進めていただきたいと思う立場から、ぜひ漁業者の皆さんにもそういうことをご理解いただくような話し合いといたしますか、説明といたしますか、ぜひそれを進めていっていただきたいというふうに思います。最後に町長の方からご意見をいただければありがたいんですが。

●委員長（中屋委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきます。

厚岸にとりましても、重要な課題として国定公園化に取り組んでおるわけございまして、ご承知のとおり、道立自然公園に指定されましたのは昭和30年であります。もう既に半世紀を迎えたわけでありまして、その間にありまして、昭和59年から国定公園化にすべきという期成会が発足いたしましてから、もう21年たつんです。その21年目によく実現化に向かっているという状況にあります。

また、道立自然公園の構成町は3町にまたがっております。浜中町、厚岸町、釧路町ということで、厚岸町以外の2町につきましては、町民の合意が得られている、そのように私は認識をいたしております。しかしながら、厚岸町におきましては、いまだに合意が得られていないということで、私といたしましても、漁民とまた漁業協同組合と交渉する中で、最善の努力で合意を得ていきたい、そのように考えているわけでありまして、一方漁組の言い分についても、将来に対する不安な気持ち、これも私は十分に承知いたしております。

しかしながら、町長といたしましては、この議会においても何度も答弁をいたしております。漁業活動ないし漁業生産活動に影響があるとすれば、私は国定公園化には反対いたします。漁業者に大きなメリットがある、すなわち厚岸の経済に大きなプラスになる国定公園化であるという認識を持ちながら、今日まで3町の期成会の会長という立場もあり、北海道さらにはまた環境庁に対して国定化に向かっている要請をいたしておるわけでありまして。

そういう意味において、現行とは全く変わりません。漁業活動においても、漁業生産活動にも影響などございません。一方、私は国定公園化にすることによって、大きなメリットにつながると思っております。海産物のイメージアップ等と、漁業者にとっても大きなプラスになると思っておりますが、その点について理解が得られておらないという現況にあるわけでありまして、私といたしましては、先ほど担当課長から答弁がござ

いましたとおり、やはり厚岸町といたしましても、町民の合意を得て、道なり、環境庁に働くべきである、国定公園化を実現すべきであるという気持ちになっておりますので、なお一層これから漁組なり、漁民との対話の中で理解を求めてまいりたい。

以前にも何度も打ち合わせをしながら協議をいたしておりますが、しかしながら、今日を迎えておるといふ実態にありますことをご理解をいただきたいと思っております。

最後に、さらにまた確認いたします。漁業活動、漁業生産活動には影響がございません。私としましては、影響があるとするならば、国定公園化の実現については、町長としては推進いたしません。これは、強くお約束を申し上げる次第でございます。

- 委員長（中屋委員） 昼食のため休憩いたします。再開は1時とします。

午後12時02分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（中屋委員） 午前中に引き続き委員会を開催いたします。

55ページ、5目観光施設費、何かありませんか。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。

3目土木用地費。

4目地籍調査費。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

2目道路新設改良費。

4番、小澤委員。

- 小澤委員 道路新設改良費、この中で床潭末広間道路、住の江町10号線、奔渡町6の通り、そして太田8番道路整備事業、この辺載っているわけでありましてけれども、この道路の改良の今後の見通し、これについてお聞かせいただきたいと思っております。

- 委員長（中屋委員） 建設課長。

- 建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

床潭末広間道路については、平成7年に着手後約10年を経過してきておりまして、そのうち、当初調査事業が町の事業でやりまして、それ以降は北海道代行事業という形の中で進めてきております。そして、昨年、道代行事業、平成16年に終わりました、17年度に残された上部舗装工を町の方で交付金事業で行っているという形でございます、今後残されている部分、全体計画の中では、床潭のピリカウタ地区から末広まで約2キロくらいあります。それについては、今現在北海道の厳しい財政状況と、新たに代行事業には新しく着手はしないという形の中では、非常に今厳しい状況が生まれてきている。

その中で、やはり町の財政も厳しいので、今後も含めてもともとが道道であった経過も含めまして、北海道にさらにお願ひして今後の整備につなげていきたいというのが床

潭末広間道路です。

次にご質問のあった住の江町10号線整備については、2カ年、ちょうど上がった場所からいくと、厚木の坂の方から上がってすぐ左手のところなんですけれども、今年度と来年度で10号線は一応完成するという予定になってございます。

次に、太田8番道路の関係ですけれども、これについては、今年度調査事業、町単独でルート、今これをやっていますけれども、来年以降、今度は平成18年度には防衛施設局の8条予算、民生安定事業の中で一応調査を取り入れてもらって、その後整備につなげていきたいという形で考えている事業で、今現在町の単独事業のものが間もなく成果が上がってくる状況になっております。

●委員長（中屋委員） 4番、小澤委員。

●小澤委員 いろいろとわかりました。

床潭末広間、この道路も我々産経の調査に行ったときも見せていただいたんですけれども、あの残り向こうの方、2キロくらいだったかね、残が、これが、我々が見たときにもそうなんだけれども、あの間ができなければ、せっかくいい道路ができたものが本当の働きができないわけです。ぜひあそこのところを、2キロくらい残っている分も続けなければいけないなど、そのように感じていたわけです。

それから、住の江は来年で終わりにするんだね。それから、太田8番道路、来年度、18年度で調査設計の段階なんですね。その後は、やはり防衛庁関係の予算でもってやりたい。これはやはり、見通しとしてどうなんでしょうか。ちょっと言い方は悪いけれども、見込みはあるんでしょうか。これについてちょっとお聞かせいただきたい。

●委員長（中屋委員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 床潭末広間については、今後も北海道に整備の方向性等について要望してまいりたいという形で考えております。

次、太田8番道路の関係でございますけれども、既に18年度要望という形になると、もう今年度早くの段階で既に防衛と打ち合わせしてございます。その中で、一応防衛庁の方からも一応方向性は大体得ておりますけれども、基本的には必要性も認識していただいて、このたびヒアリングがございまして、方向性的には何とか可能じゃないのかなど。そして、今後やはり小さな川が2本もありますし、結構な距離がありますので、その事業については、8条予算の中で何とか整備を進めていきたい、民生安定事業の中で整備していきたいというふうに考えております。

●委員長（中屋委員） ほかにありませんか。じゃ、進みます。

3目除雪対策費。

3項河川費、1目河川総務費。

4項都市計画費、3目下水道費。

5項公園費、1目公園管理費。

6 項住宅費、2 目住宅管理費。
8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費。
2 目災害対策費。
9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。
2 目事務局費。
3 目教育振興費。
6 目スクールバス管理費。ございませんか。
2 項小学校費、1 目学校運営費。
75 ページ、2 目学校管理費。
3 目教育振興費。
3 項中学校費、1 目学校運営費。
16 番、竹田委員。

- 竹田委員 1 目の学校運営費、教委管理課の太田中学校についてなんですけれども、今年の入札で終わったと思うんですけれども、トイレの改修工事が簡易水洗工事だと思いたいますが、この簡易水洗の工事が、中学校の内部に何箇所かトイレがあると思うんですが、何箇所かのうち全部ではないのかなというふうに思うんですけれども、直す箇所ですか、ちょっとお聞きしたいと思いたいますけれども。どのような状況で直すのか、ちょっとお聞きしたいと思いたいます。

それと、前にも質問したことがあると思うんですけれども、防犯灯についてということでお聞きしました。外の街灯、それから玄関の室内の中の防犯灯、両方兼ねていると思うんですけれども、中学校の場合は中も外もついているんですけれども、裏の小学校の中は全くついていないんです。防犯灯と言っているんですけども、何をもって防犯灯なのか。各学校についても均等ということを僕も質問しているし、むだなところは消すようにという改善方法もお話しされて改善していきたいというふうに答弁があったんですけれども、その辺もちょっとお聞きしたいと思いたいます。

- 委員長（中屋委員） 休憩いたします。

午後 1 時 10 分休憩

午後 1 時 13 分再開

- 委員長（中屋委員） 再開いたします。
教育管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） 申しわけありません、時間をとらせました。

まず、太田中学校の便所の簡易水洗化でございますけれども、校舎に設けてございます男子、それから女子、それぞれのトイレ、女子については大便器が 2 カ所ございますけれども、この 2 カ所を簡易水洗化する。それから、男子便所でございますけれども、

2カ所大便器がございましたけれども、スペースの関係上、1カ所の大便器、簡易水洗化ということ、あと設備です。電気、配管設備、それから内装一部というような工事内容になってございます。

それから、防犯灯の関係でございませうけれども、太田中学校に関しましては、ご質問者から指摘を受けまして、その後すぐ点検させていただきました。これは、各学校すべて点検させていただきましたし、その中で、今現在も実は検討しているといえますか、様子を見ている部分がございますが、少なくとも太田中学校につきましては、実は指摘されるので、ちょっとこちらの方も計算をする中で余り効果がないのかなということで見送っていた部分がありましたけれども、やはり、見た目以上に省エネに関する考え方といえますか、そういったことの面もございまして、昼間に電気がついていることは好ましくないという中で、光電式の点滅器をつけるということをまず行いました。

それから、なおかつついていても明る過ぎるんじゃないかという部分、この部分については、学校とも相談して、実は間引きさせていただくということになっておりまして、もう既にやったというふうに考えておったんですが、ちょっとまだ確認がとれていませんけれども、そのような方向で進んでいることとございます。

それと、均一化ということとございますけれども、なかなか各学校、周りの条件ですとか、いろいろございますので、どのようなことが均一化ということとできるのかということ、ちょっと難しい問題かなと思います。それで、個々に判断する中で、状況判断する中で、経済的、それから省エネ環境教育に資するような状況にしていきたいというふうに思います。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 太田中学校の便所の改修工事、まず何のために改修工事をしようとしたのか、目的をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

それと、防犯灯についてなんですけれども、裏の小学校に行ったら何もついていなくて、表に見える中学校については、ものすごい、考えられないほどの電気がいまだについています。これはちょっと考えられないくらいの電気のワット数だと思うんです。これは、早急に見た方がいいと思います。見て改善した方がいいと思います。片方はついている、片方はついていない。それで防犯が云々かんぬんというのを言っていること自体が、ちょっとおかしいんじゃないかなと思われるくらいひどいですよ。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 太田中学校の簡易水洗化でございませうけれども、これは、町内にはいまだに簡易水洗化すらできていない部分が、太田中学校を含めてございます。その関係で、実は学校のトイレというものが、近年かなり見直す状況になってきています。それは何かといえますと、やはり、子供たちが学校のトイレを敬遠しがちだということがありまして、体調を悪くしてまでも我慢していくというような状況がある、その原因をやはり探っていく中で、1つには、今申し上げましたような従来型の、いわゆる

ぽっちゃん便所というように、便槽が真下に見えるというような状況は、やはり恐怖感もありますし、現実、危険性もあるという中で、少しずつ計画的にこれを解消していこうという中で、たしか厚静小学校から始まったと思いますけれども、徐々に尾幌、それから太田中学校という形の中で整備させてきております。

それと街灯につきましては、先ほど言いましたように、節電の方向で検討、それから実行してきたはずなんですけど、いま一度点検させていただきまして、先ほど言いましたように、明る過ぎるということはこちらでも確認してございますので、間引きするというような形の中で処理していきたいと考えます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 中学校の簡易水洗化という、当初の予算額というか、改修予定額というのがあったと思うんです。僕の記憶する中では400万円程度のものだったんじゃないかなというふうに、間違っていたらごめんなさい、と思っていたんですけども、今回の入札で200万円ちょっとくらい。どれだけの予定をされていて、予算がなくて、どれだけ縮小になったのか、それを聞きたいと思います。

もし縮小になったとしたら、何で縮小になっちゃったのか、何で予算がつけられなかったのか、その辺もちょっとお聞きしたい。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 申しわけございません。

ご質問者おっしゃられています250万円程度の補助金になってございますけれども、当初予算が276万9,000円ということで、そんなに落ちているというような内容ではないというふうに考えています。

●竹田委員 予算が減った分はなぜなのかということ。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 先ほど申しましたように、当初予算は270万円程度ですから、入札減と、それから設計時の誤差というふうな部分だと思います。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 改修する内容の減というのがあったんですか。全く予定どおりの、当初の予算額と変わらないというのはわかったんですけども、工事的には、当初の設計どおりというか、予算どおりに行われるということなんですか。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 今回の工事の内容でございますけれども、当初から考えていた男女の1階、2階というところの改修ですから、先ほど1階分しか数字的に申し上げませんでしたので、1階、2階ございますので、ちょうど倍になります。申しわけございません、訂正させていただきます。

そういう内容で、当初から考えていた工事内容で、もちろん予算段階では概算でございますので、実施設計が上がった段階で予定価格、それから入札減という中で減っている分というふうに考えています。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 僕も確かではないと思うんですけども、子供たちにとってはトイレがよくなるということで、どのような説明をされたのかということが問題なんですけれども、例えば学校のトイレを直す、ここを直すといっても、何かの形で学校の先生側と子供にある程度伝わるときがあると思うんです。伝わるのがより正確に伝わればいいと思うんですけども、悪い方向性で伝わってしまう場合もあると思うんです。

僕は何を言いたいのかというと、子供たちの期待に沿わなければならない、改修工事等すべてですね、トイレだけじゃなく。学校全体の中にどのくらいのトイレがあって、今回ここここですよというお話をしてくださいということだったんですけども、それは聞いていないので、学校の内部にどれだけトイレがあるのかお聞きしていないので最初に聞いたんですけども。例えば3カ所あって、今回2カ所だけですよとか、それを聞いたかったんです。

その上で、多分全部ではないんだろうと思うんです。全部をやろうとするまで、これからどのくらいの時間がかかって、いつごろに予算をまたしているのか、それもあわせて教えてください。

安易な形で子供たちに届いてしまった場合、たまたま聞いたときに、全部のトイレが直るんだという子供たちがすごい期待をしていた。ところが、全部でなかった。体育館の近くにトイレがあるといっていた、その近くにあるトイレが一番臭いと。要するに、先ほど言いましたぽっぴん便器といって、真下にウンコが見えてしまうという、そういうトイレで、ウジの発生によるハエの発生ですが、それが非常に多いた。その一番においがする汚いと言っていたトイレが直されるのかどうなのか、それも教えてください。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 申しわけございません、抜けてございました。

まず、太田中学校のトイレでございますけれども、今、質問者がおっしゃられたとおり、体育館側にもう1カ所男女の便所がございます。それで、今回は校舎側の男女1、2階のトイレを改修させていただきました。これは、今までに改修してきた学校の数字と同じなんですけれども、厚静小学校にしても、すべてのトイレを簡易水洗化することは難しゅうございました。その中で計画的に今まで何箇所かやってきているわけ

ですけれども、やはり、今回の太田中学校につきましても、部分的な改修にならざるを得ない。それでまた、建設年限ですとか、それから状況ですとか、それから小学校、中学校、これらの部分の判断もございまして、やはり計画的にこれからも進めていく必要が出てくるだろうというふうには考えています。

ただ、これをいつまでというふうなことは、やはり町の総合計画、それから実施計画、この中で常に要望はしていきますけれども、この中でどこにおさまるかというのは、今の段階では申し上げられません。ただ、方向性としてはこれからもやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

- 竹田委員 子供たちに周知するという部分、それを正確に、期待を裏切らないような、そういう周知徹底をこれからきちっと子供たちに伝えていくというか、後でここも、ここもやるんだというふうな飛び交って期待をしていたのが、全部できないんだというふうになったときに、非常に残念がると思うんです。そういった周知をこれからしていただきたいと思います。

トイレの件については、財政シミュレーションの中にも、今回やったら、後のトイレ改修というのは組み込まれてはいなかったと思います。なるべく早いうちに、直せば直すほど古いものは逆に目立ってきてしまうと。そして、やがてそのトイレをだれも使わなくなってしまうということにもなりかねない。そうすると、生徒の人数も減っていますから、頻度も少なくなってまいりますから、そういったことも考えて、なるべく早く予算の中に組み入れてほしいなと思います。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） 答弁漏れがございました。申しわけございません。

子供たちへの工事の内容の周知だったんですけれども、確かに質問者おっしゃられるとおり、この部分の配慮には欠けておったと思います。やはり、子供たちの要望ということの中での工事ということであれば、やはりそのような配慮が必要だったというふうに思います。今後とも教訓として実施していきたいというふうに思います。

それから、実施計画でございましてけれども、できるだけそのような趣旨に沿ったような中で要望し、私どもの実現に向けて要望していきたいというふうに考えています。

- 委員長（中屋委員） ほかにございませんか。

それでは前に進みます。

2目学校管理費。

3目教育振興費。

5項社会教育費、1目社会教育総務費。

3目公民館運営費。

- 6 目情報館運営費。
- 6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。
- 2 目社会体育費。
- 3 目温水プール運営費。
- 4 目学校給食費。
- 16番、竹田委員。

●竹田委員 4 目の学校給食費について質問させていただきます。

近年、食べ残しが非常に多くなってきているという情報が来ております。ちまたに聞くと、悪い言葉で言えばうまくないと、おいしくなくなったと、昔より、という声が事実ありますけれども、その辺の実態、どういうふうには押さえていますか。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 学校給食の食べ残しの件でございますけれども、実態、確かに把握してございます。ただ、お断りしておきたいんですが、実は食中毒が起きたころ、それから昨年まで、その間の調査がちょっと漏れてございます。衛生管理の方の部分に手をとられまして、ちょっとこの部分が抜けてございまして、また今年から食べ残しの部分の調査が復活してございますけれども、その中で特徴的に言えることは、小学校、中学校を通じまして、やはり大規模校の残量が多いということが見られます。真龍小・中学校ですとか、厚岸小・中学校、人数の多い学校ですね。この部分の残量が多い、一人当たりの残量という意味ですけれども。

これは、何と申しますか、物理的な問題もございまして。当然休みの子がいたり、人数的に多いものから、そういうことで食べ残しと申しますか、残量が多くなるということも言えます。それから、小学校よりも中学校の方が多。これは量的な問題もございまして、やはり、中学生になりますと嗜好がはっきりしてきます。要は好き嫌いがはっきりしてきます。やはり、嫌いなものは食べないというような傾向があらわれてくるという中で残量が多くなるというようなことが、巷説として挙げられてございまして。

それから、最近の傾向としてなんですけれども、今の子どもたち、好きなものをおなかいっぱい食べるというような傾向がありまして、学校給食、やはりバランスよく、栄養バランスを考えてつくってございまして、当然好き嫌いの中には嫌いなものが混じってくるというようなことの中で、やはり残量が多くなるということが言われておりますけれども、ただ、先ほど言いましたように、学校給食、教育の一環でございまして。嫌いだから食べないということの教育的な指導がこれからは必要になって来るだろうというふうな部分で考えてございまして。これをどういうふうに行っていくかということが、実は今の学校給食の大きなテーマとして挙げられております。今現在、この部分につきまして、食育につきまして、今後とも進めていきたいというふうには考えております。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 食べ残しの程度で一番大きな数字が見られたというんですか、例えば全体で何百キロつくったものが何百キロになって食べ残しが返ってきた。その返ってきたときの対比というか、パーセンテージですね。100に対してどのくらい食べ残しがあって戻ってきたのかという数字をもって教えてもらわないと、あつたあつた、返ってきたんだという答弁では、ちょっと受け答えが理解できないんです。出したときと返ってきたときの比較をすればすぐ出ると思うので、それを教えてもらいたいと思います。

それと、確かに人数が多いと、物事の率的には、人数が多いですから、いろいろな場合も膨れ上がってくるんで、当然量は多くなってくると思うんです。だとしたら、私だったら、学校の人数に対して、5人いる学校とか、例えば何十人いる学校か、生徒の数を把握していませんけれども、課長の答弁で、多い方が確かに多いというのは、それはわかりますよ。だけれども、管理課の課長として、僕が言いたいのは、学校の生徒が何人いて、そここのところに、例えば120キロの食材がいったんだと。それを一人当たりになると、何グラムになるんですよと。それで返ってきたのが何ぼ、何ぼ返ってきたんで、一人当たりになると何グラム平均食べていないようなことになりますというくらいの数字をやはりきちんと挙げて調査すべきではないかなと思うんです。それは戻ってきてはかかっていて押さえているんであればすぐ出てくると思うんですよ。そのくらいのことをして当然じゃないかなと思うんです。教育的指導をこれからしていくといたって、そういうことの実態を把握していないで教育的指導はしていけないと思うんです。

それから、おいしいのか、おいしくないのかとあって、前に僕が町立病院の食事について質問したときに、事務長においしくないということを知っているがどうなんだと言ったら、おいしくありませんと、皆さんおいしいと言っていますという答弁が返ってきたんだけど、ある程度聞くと、あれがおいしいというんであれば味覚障害じゃないかといって怒った人もいるというんですけれども、実際課長は現場のものを食べてどうだったのか。食べているのか食べていないのか、その辺はいかがなんでしょうか。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 質問者の意図とちょっと食い違うような答弁になったかというふうに思います。

実は、質問者おっしゃるとおり、献立ごとの残渣の率を出してございます。ただ、いろいろな数字、数多く献立がございまして、多い部分ということでちょっと特徴的なものを挙げさせていただきますと、野菜ピラフとかというのと、やはり小・中平均して25%近くの残になります。それから、イカチリソース、こういう献立になりますと、小・中約30%の残渣率ということになります。それから、ソフトフランスパン、これも同じような数字を示しています。

このような中で、逆に人気メニューといえますか、食べ残しが少ない部分、これはハンバーグですとか、鳥の手羽先、それからゼリー、クレープ、それからめん類、カレーライスということの部分が人気があると。これらは学校栄養士が学校訪問の中で調査し出てきているデータでございます。

それから、私自身学校給食を食べているかということでございますが、数多くはありませんが、食べさせていただいております。私は、これは食の好みと申しますか、ちょっと私が一般的なのかどうかわかりませんが、私自身は学校給食、どの献立も大好きでございます。

●委員長（中屋委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 ホームページで僕もよく見るんですけども、ある学校の話なんですけれども、何を食べたいですかということで、アンケートをとりながら、例えばお弁当を月に1回食べたいとか、そのお弁当の中のメニューをそれぞれが考えて、今回は例えば真龍中学校の考えたメニューですよとか、今回は高知の生徒が考えたメニューですよというように、そういう市内ですけども、そういった中で募集をしながら、生徒が自分で栄養を取り入れて考えながら、バランスよい食事をというキャッチフレーズみたいなものをつくって、野菜もある、肉もある、そういった形でお弁当方式で、その中で生徒がきちっとカロリー計算をしながら、栄養価を考えての、バランスを考えたメニューを取り入れてやっているというのがホームページに出ていました。

人気メニューだけを出せば食べ残しがなくなるんだろうという安易な考えではないと思います。僕もそうは思いません。ただ、人気メニューの中に、バランスがとれる食材を入れ込むことによってのメニューづくりということが考えられると思うんです。そういったことをこれから考えていってはどうなのかというふうに思います。

●委員長（中屋委員） 教育管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答えいたします。

そのような手法で行っている学校も、私自身聞いてございますし、それからいろいろな展開をされている学校も数多く聞かせていただいております。できれば、そのようないい部分を当町においても取り入れられる部分については取り入れていきたいというふうに考えてございますし、なお、今現在私どもも行っていますのは、やはり先ほど言いましたように栄養価の部分は別としましても、とりあえずどういうものが食べたいんだろうと、どういうものを欲しているんだろうというような調査は行ってございます。

そのような中で、あとは栄養士が栄養バランスを考える中でメニューを組み立てるといような状況でございます。このようなパターンで今進んでございますけれども、先ほども言いましたように、よいアイデアがあれば、やはり検討していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（中屋委員） ほかにありませんか。

じゃ、前に進みます。

11款公債費、1項公債費、1目元金。

2目利子。

3番、南谷委員。

- 南谷委員 11款公債費、1項2目利子、マイナス1,382万3,000円、これにつきましてお尋ねをさせていただきます。

この時期にマイナス1,382万3,000円というものが発生したと。この経緯、経過についてまずもってお尋ねをいたします。

- 委員長（中屋委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答えします。

公債費、2目利子1,382万3,000円の減でございます。

ご存じのとおり、当初予算編成時には、2月の初旬ごろにはほとんどの経費が確定というか、原案がまとまっていなければなりません。その時点で、16年度時点の起債の許可予定額が来ておりますけれども、利率、それから償還年限が確定してございませんでした。それが確定した時点で利息が決まり、償還の元金が決まるということになります。その決まった時点において、一般的に借り入れ実行につきましては5月の出納閉鎖期間まで借り入れ実行をすることになります。その時点で確定したことによりまして、利息、元金が確定し、1,382万3,000円の利息の減が生じたということでございます。

それから、なぜこの時期にということでございます。確かにご質問者おっしゃるとおり、6月、9月、議会は2回ほどございました。その時点で、当然この額を落とすべきであったろうということかというふうに勝手に解釈させていただいてご答弁させていただきましたけれども、まさしくご指摘のとおり、しかるべき時期に早い段階で落とすことが必要だったというふうに考えております。深くおわび申し上げますので、ご理解賜りたいと思います。

- 委員長（中屋委員） 3番、南谷委員。

- 南谷委員 僕が尋ねるのは、1,382万3,000円、この金利の差額ですよ。これだけ大きく発生したということは、何に原因があるのかな。通常であれば、平成17年の償還元金が12億5,400万円ぐらい。総体にかかわる利子が3億円ということでございますから、このぐらいの数字が発生するのかなという気はするんですけども、非常に大きな数字だなと考えます。これはどのようにとらえていますか。

- 委員長（中屋委員） 休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時49分再開

- 委員長（中屋委員） 再開いたします。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 貴重な時間をおとりいたしまして、大変申しわけございません。

どのような状況で、このような1,300万円の多額の利息が減になったかというご質問かと思えます。

16年度の起債の総額が約9億円でした。このときの予算編成を組むときの予定の利息が2.5%で計算して計上させていただきました。5月出納閉鎖までに実行した金利が0.9%から1.65%、これは財務省資金、簡易保険資金、それから市中銀行等々、いろいろ資金区分がございます。それから償還期限等々、据置期間等々ございますが、種々の種類によってそれぞれ違います。この差によって、結果として1,382万3,000円の利息の減が生じたということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（中屋委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 僕は、戒めているのではないんだよね。よくこういう数字になったなど。むしろ私が町長であれば褒めますよ。不用額が出過ぎると、こういう意見もあろうかと思えますけれども、もしこれが反対であれば大変な問題でございます。できるだけ、やはりこのような大きな数字にならないよう努力をしていただきたいし、差額が小さいほどいいわけでございますけれども、もっと困るのは反対の場合、これは1,300万円補正しなければならなかったら、大変な問題だと思います。そういう意味では、しっかり数字をとらえておいた結果なのかなと、かように思います。

●委員長（中屋委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 再度ご答弁いたします。

今、お褒めといいますか、どのようにとったらいいか、私は今ちょっと迷っておりますが、17年度予算編成がもうこの末から始まります。今、質問者がおっしゃられたとおり、このことを肝に銘じ、このようなことのないように、それから絶対に不足の生じないようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

●委員長（中屋委員） いいですか。

3目公債諸費。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

96ページまで、ありませんか。

それでは、97ページから100ページまで給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

●委員長（中屋委員） 以上で歳出を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

第2条地方債補正、5ページ。ございませんか。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中屋委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり可決すべきと決定いたしました。
次に、議案第82号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算案を議題といたします。
第1条歳入歳出予算補正、3ページ。事項別明細書をお開き願います。
4ページから歳入を進めてまいります。
3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金。
4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金。
7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金。
8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。
9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） 以上で歳入を終わります。
次に、6ページ、歳出に入ります。
1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
5項特別対策事業費、1目特別対策事業費。
2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費。
3番、南谷委員。
- 南谷委員 2款1項1目一般被保険者療養給付費についてお尋ねさせていただきます。
関連がございますので、委員長、2目の方の退職者給付費6,400万円についてもあわせて質問をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。
- 委員長（中屋委員） はい。
- 南谷委員 まず、物の考え方としてひとつお聞き願いたいんですが、1目、2目もあわせてお尋ねさせていただきたいと存じます。

12月に来て、それぞれ5,200万円、6,400万円と補正をしなければならなくなった根拠について、まずもってお尋ねします。

●委員長（中屋委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えをさせていただきます。

国民健康保険の一般被保険者、退職被保険者の療養に関する給付につきましては、毎年度3月から翌年の2月までの分、いわゆる12カ月を見込みまして、当初予算で過去3カ年の実績等の推計、さらには、組むべき新年度の経費の推計も考えまして当初で予算を編成していくわけでありまして。

今回、12月の補正をお願いするに当たりまして、18年2月までの給付費の推計というものを outsourcing させていただいて補正をお願いをしているわけでありまして、3月から8月までの前半の実績、それから9月から2月までの実績及びこれから出てくる推計分も含めての推計をさせていただくわけでありまして、17年度の最終的な決算見込みで申し上げますと、一般被保険者で前年よりも約8,900万円程度、率にしまして12.3%になりますが、伸びるのではないかと。これは前年の決算との対比でございます。これは一般被保険者の療養給付費分であります。

一方、退職の被保険者につきましても、非常に大きな伸びを見せておりまして、こちらも療養給付費の伸びが前年の決算との対比でいきますと、約4,600万円、こちらは29%伸びるのではないかとという見込みで今回お願いをしております。

そういう意味で、質問者おっしゃられる、今の時期にこれだけ大きな数字の補正が出てくるということの疑問であります。医療費でありますから、毎年毎年傾向は変わってまいりますが、特に今年度は一般被保険者、それから退職被保険者、それぞれ給付費が伸びるという推計をさせていただいたわけでありまして。特に、一般被保険者の分について申し上げますと、これは決算のときにもお話し申し上げましたが、前期高齢者を抱えるという中で、ある意味では医療費がたくさんかかる年代の方々がふえてきますので、これが大きく影響しているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（中屋委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 保険給付費全体で、昨年と比較しても全体総額で補正された数字が、単純に引き算しても2億2,700万円くらいふえていますよね。昨年度もある程度大きな補正をなさっております。今年も大きいんですよ。

私なりに勝手に解釈をさせていただいたんですけども、当初予算のときに少なかったのではないですか。全体の事業費を試算するに当たって、このような数字のはじき方というのは、私はいかがかと考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中屋委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 今、委員の方から、16年12月実施と17年の今回お願いしている額との比較で、約2億円を超える差額があるではないかというお話でございました。

私どもも、先ほど申し上げましたが、当初予算を組む中では、過去の平均値、それから組むべき予算の推計というものをかみ合わせながら予算を組ませていただいているということで、おっしゃられるように、伸びる見込みを甘く見ているのではないかというご指摘だと思います。私どもも、当初予算の中で、できれば3月まで補正をお願いしないで運営ができるという予算を、少し余裕を持った予算を組めれば、こんな幸せなことではないんですが、町費の負担の分も法的な義務の負担、それから、議論をいただいております。税金不足等に対応する繰り入れの予算等々の兼ね合いも出てまいりますから、そういう意味では、推計はしながらもぎりぎりの見込みの中で予算を組ませていただいているというのが実態でございます。

そういう意味で、間もなく18年度の予算を組むという時期にまいります。ご指摘のありました点は重々受けとめさせていただきながら、なお慎重な予算編成をしてまいりたいというふうに思っておりますので、その辺はぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（中屋委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 課長、正直に言ってくださったんですけれども、やはり、課長はプロですから、私はそれなりの試算をできるだろうと。今年は繰上充用とか数字が見えにくい部分があります。ですけれども、あなたたちはプロですから、年間にどのくらい保険料が推移していくのかというものは、おおよそ推測はつくと思います。悲しいかな財源不足もあって、このような数字を試算せざるを得ないというふうに私は理解をしたんです。

ぜひしっかりとした予算を立てていただきたいと存じます。

●委員長（中屋委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 再々でお答えさせていただきますが、年間18億円近い会計予算でありますから、委員おっしゃられるようなきちっとした予算を当初から組めるということについては、なかなかそうもいかない部分もあるんですよという事情はおわかりをいただきながら言っているんだというふうに思いますが、私ども予算編成の段階では、提言いただいた中身も含めて受けさせていただいて、なお推計に当たっては、できるだけ正確なもので予算を組んでいくということについては努力をさせていただきながら進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（中屋委員） 2目退職被保険者等療養給付費。

3目一般被保険者療養費。

4目退職被保険者等療養費。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費。

2目退職被保険者等高額療養費。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金。
2 目老人保健事務費拠出金。
4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金。ございませんか。
12ページから15ページまで給与費明細書であります。ございませんか。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきと決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中屋委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり可決すべきと決定いたしました。
次に、議案第83号 平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第1条歳入歳出予算補正、3 ページ。事項別明細書をお願いします。
4 ページの歳入から進めます。
1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目水道費分担金。
2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目水道手数料。
5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。
それでは、歳出に入ります。
6 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。
2 款水道費、1 項水道事業費、1 目水道事業費。
10ページから12ページまで給与明細書であります。
歳出を終わります。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案どおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中屋委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり可決すべきと決しました。

次に、議案第84号 平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。
第1条歳入歳出予算補正、3ページ。

4ページ歳入から進みます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金。

2目医療費負担金。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金。

2目返納金。

次、歳出に入ります。

6ページ、2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。ございませんか。

(なし)

●委員長（中屋委員） 歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(なし)

●委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、原案どおり可決すべきと決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（中屋委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第85号 平成17年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第1条歳入歳出予算補正、5ページ。事項別明細書をお開き願います。

6ページ、歳入から進めてまいります。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

7款町債、1項町債、1目下水道債。ございませんか。

(なし)

●委員長（中屋委員） 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

- 1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費。
- 2 目管渠管理費。
- 3 目処理場管理費。
- 4 目普及促進費。
- 2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費。
- 3 款公債費、1 項公債費、1 目元金。
- 2 目利子。

(な し)

- 委員長（中屋委員） 以上で歳出を終わります。

次に、1 ページにお戻りください。

第2条債務負担行為の補正、3 ページ、ございませんか。

第3条地方債の補正、4 ページ、ございませんか。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案どおり可決すべきと決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中屋委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきと決定しました。

次に、議案第86号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算補正、3 ページ。事項別明細書をお開きください。

4 ページ、歳入から進めてまいります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項道補助金、2 目介護給付費補助金。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金。

8 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入。

4 目介護サービス事業者返納金。

歳出に入ります。

総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

- 3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費。
- 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費。
- 2 目施設介護サービス給付費。ございませんか。
- 5 目居宅介護サービス計画費。
- 6 目審査支払手数料。
- 2 項高額介護サービス費、1 目高額介護サービス費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案どおり可決すべきと決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中屋委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第87号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算補正、3 ページから。事項別明細書をお開き願います。

4 ページから歳入を進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入。

2 目施設介護サービス費収入。

3 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入。

4 項身体障害者居宅支収入、1 目デイサービス身体障害者居宅支収入。

7 款寄附金、1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金。

9 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入。

歳出に入ります。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費。

3 目訪問入浴介護サービス事業費。

4 目短期入所生活介護サービス事業費。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（中屋委員） 以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りします。
本案は討論を省略し、原案どおり可決すべきと決するに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中屋委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり可決すべきと決定いたしました。
次に、議案第88号 平成17年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。
1 ページ、第2条業務予定量の補正、ございませんか。
次に、第3条収益的収入及び支出の補正。
9 ページをお開きください。収益的収入から進めてまいります。
1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。
2 目受託工事収益。
2 項営業外収益、2 目受取利息及び配当金。ございませんか。
収益的支出に入ります。
1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費。
2 目配水及び給水費。
13番、菊池委員。

- 菊池委員 19節修繕費、配水管等修理、これを説明してください。

- 委員長（中屋委員） 水道課長。

- 水道課長（高根課長） ただいまの配水及び給水費の中の修繕料のことです。
今回、199万9,000円の補正でございまして、その内容につきましては、当初378万円を計上していたんですけれども、その中では、配水管修理としまして10件、またメーターボックス、凍上によってはメーターボックスが上がっておりますので、その引き下げを10カ所、また仕切り弁ですが、漏水とか、そういうときに弁をする、道路にあると思うんですが、その仕切り弁の修理、それを15カ所程度予定しておりました。
ところが、実際、相当の漏水が出ておまして、今回漏水の発生が多い、またメーターボックスも結構各家庭の中で30とか、40とか、結構上がっていますので、それとか、あと家のそばにありまして、歩くとつまづいて転ぶとか、そういった分が結構苦情が来

ております。そういった分の引き下げを含めまして、199万9,000円ということで補正をしております。

以上でございます。

●委員長（中屋委員） 13番、菊池委員。

●菊池委員 厚岸大橋下の増水といたしますか、水道管の配水管の割れ、あれらの修理、それから小島への送水管の関係の修理、そういうものに関連したものはこの辺にはないんですね。

●委員長（中屋委員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） この収益的支出といたしますか、その方で、あくまでも既存の配水管の修繕等でございます。

したがいまして、厚岸大橋の関係とか、そういった分は資本的支出の方に入っております。ですから、今回の方は、あくまでも既存の配水管の修理といたしますか、そういう分でございます。

●委員長（中屋委員） それでは進めます。

3目総係費。

5目減価償却費。

2項営業外費用、1目支払利子及び企業債取扱諸費。

3目消費税及び地方消費税。

次に、2ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出の補正。10ページをお開き願います。

資本的収入から入ります。

1款資本的収入、1項工事負担金、1目工事負担金。ありませんか。

資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費、3目メーター設備費。

4目固定資産購入費。ございませんか。

次に、2ページにお戻り願います。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。ございませんか。

5ページは資金計画、6ページから8ページまでは給与費明細書。ございませんか。

（な し）

●委員長（中屋委員） 総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（中屋委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案どおり可決すべきと決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中屋委員） 異議ないと認めます。
よって、本案は原案どおり可決すべきと決定いたしました。
以上で、本補正予算審議会特別委員会に付託された補正予算の８件の審査は全部終了いたしました。
よって、平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時33分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日

平成17年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長